

企業経営情報 REPORT

11 | 2016

経営

Available Information Report for Corporate Management



経営基盤の強化に
役立てる！

中小企業が活用できる 補助金・助成金

- ① 補助金・助成金の受給対象とメリット・デメリット
- ② 経営基盤の強化につながる補助金・助成金
- ③ 中小企業の技術革新を支援する SBIR
- ④ 雇用環境改善に活用できる助成金

税理士法人日下事務所

1 | 補助金・助成金の受給対象とメリット・デメリット

1 | 中小企業が活用できる補助金・助成金の活用

国、地方公共団体による公的補助金・助成金制度を熟知している経営者は少ないかも知れません。その理由は、ホームページなどで各制度に関する情報は公表されているものの、自ら情報収集しなければいつ頃、どのような制度が決定されたのか、知る機会自体が少ない状況であるからです。ホームページなどで随時チェックを行っていないと、制度に関する情報を知らないまま、当年度の募集がすでに終わっていた、ということもあります。

また、申請手続きが複雑であることが理由で、積極的に活用しないという経営者もいるようです。

しかし、自社の状況に合った補助金・助成金をうまく活用できれば、自社にとっては、大きなメリットがあります。

本レポートでは、中小企業が活用できる補助金・助成金制度について、特に活用メリットの大きい制度を中心に紹介しておりますので、参考になる制度があれば積極的な活用をお勧めします。

2 | 受給要件を満たす中小企業・小規模事業者とは

補助金・助成金は、中小企業と大企業では、金額や内容が異なっているケースがあります。また、中小企業のみが支給対象となっている場合もあります。中小企業者等の定義は、中小企業基本法に示されておりますので、自社が以下に該当するかどうかについての確認が必要です。

■中小企業者の業種別定義

業種分類	定義
製造業、その他業種	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社および個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社および個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社および個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社および個人

■小規模企業者の業種別定義

業種分類	定義
製造業、その他業種	従業員20名以下
サービス業	従業員5名以下

3 | 補助金・助成金を活用するメリット・デメリット

補助金・助成金は、自社が対象となっていれば活用メリットの大きいものがいくつかあります。一方、手続きが煩雑であるなどのデメリットもあります。

各制度の補助金・助成金額には、金額の多いものから少ないものまであります。下記にメリット・デメリットを整理しました。

■補助金・助成金活用のメリット

- 経営基盤の強化に活用することで収益増加に貢献できる
- 返済が不要
- 職員育成に活用できる
- 職員の雇用改善に活用できる
- 金融機関からの融資を受けやすくなる
- 受給要件を満たすために健全な会社になるきっかけができる

■補助金・助成金活用のデメリット

- 手続きが煩雑である
- 毎年制度が変わったり、廃止されることがある
- 条件に合わないとは支給されないことがある
- 募集期間が短い（国の予算の都合上、年度初めに募集期間が終了するものがある）
- 後払いの助成金の場合、自社で自己資金の確保や借入の必要がある
- 申し込み時の審査で内諾を得ていても、受給申請時に受給要件が満たされずに受給されないことがある

補助金・助成金活用の最大のメリットは、事業以外で大きな収入を得ることができる点です。一方、最大のデメリットは、申し込み時の申請や受給申請の際に、多くの書類作成が必要となることです。補助金・助成金を確実に受給するためにも社会保険労務士や行政書士などの専門家の活用をお勧めします。

2 | 経営基盤の強化につながる補助金・助成金

中小企業の経営基盤の強化や、技術開発の支援をするための補助金をいくつか紹介します。いずれも、年度ごとに申請期間が限られており、所管行政機関のホームページ等で募集期間や受給要件などを随時チェックすることが必要です。

1 | 地域未来投資促進事業費補助金(まちなか集客力向上支援事業)

外国人観光客の消費を取り込み、中心市街地及び周辺地域も含めた経済活力を向上させることを目的とした地域未来投資促進事業費補助金（まちなか集客力向上支援事業）の予算が 28 年度補正予算にて可決成立し、10 月 27 より公募が開始されました。

市町村が策定し、内閣総理大臣の認定を受けた中心市街地活性化基本計画に基づき実施される、外国人消費獲得のための施設整備事業が対象となります。

リノベーション等により空き家・空き店舗等の遊休資産活用を促進するため下限額を 500 万円に設定されています。

公募受付は、自社を所轄している経済産業局が窓口となっています。

■補助率及び上限・下限額

区分	重点支援事業 (※1)	まちづくり会社(※2)が実施する事業	それ以外の事業
補助率	2 / 3 以内	2 / 3 以内	1 / 2 以内
上限額	2.5 億円	1 億円	1 億円
下限額	500 万円(※3)		
公募対象期間	平成 28 年 10 月 27 日(木曜日)～平成 28 年 11 月 30 日(水曜日) ※所轄の経済産業局に締切日の 17 時必着。		

(※1) 経済産業大臣の認定を受けた特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき実施される事業。

(※2) 中心市街地活性化に関する法律第 15 条第 1 項各号に定める要件を満たす事業者。

(※3) 空き家・空き店舗のリノベーション等、低コストで遊休資産を利活用する事業を促進するため下限額を 500 万円に設定。

2 | 新技術開発助成金

広く科学技術に関する独創的な研究や新技術を開発し、これを実用化することによって我が国の産業・科学技術の新分野等を醸成開拓し、国民生活の向上に寄与することを目的としています。

当財団の助成は「独創的な新技術の実用化」を狙いとしており、基本的技術の確認が終了し、実用化を目的にした開発試作を対象にしています。

■新技術開発助成金制度の概要

受給対象	①資本金 3 億円以下、または従業員 300 名以下で、自ら技術開発する会社であること ②大企業（資本金 3 億円超、かつ従業員 300 名超）及び上場企業の関係会社でないこと
受給要件	①独創的な国産の技術であり、本技術開発に係わる基本技術の知的財産権が特許出願等により主張されていること ②開発段階が実用化を目的にした開発試作であること （原理確認のための試作や商品設計段階の試作は対象外） ③実用化の見込みがある技術であること ④明確な経営目標が示されていること ⑤開発予定期間が原則として 1 年以内であること ⑥その技術の実用化で経済的効果が大きく期待できること ⑦自社のみの利益に止まらず、産業の発展や公共の利益に寄与すること ⑧同じ技術開発内容で他機関からの助成を受けていないこと
助成金対象費用	本開発試作に直接必要な費用（ただし、社内人件費は原則助成対象外です。）で、助成期間（※）中に発注し、当期間中に支払いが終了するものに限りします。
受給上限	試作費合計額の 2 / 3 以下で 2,000 万円を限度
受付行政機関	公益財団法人 新技術開発財団
募集期間	第 1 次募集要項公開期間：毎年 2 月 1 日～4 月 20 日 第 1 次受付期間：毎年 4 月 1 日～4 月 20 日 第 2 次募集要項公開期間：毎年 8 月 1 日～10 月 20 日 第 2 次受付期間：毎年 10 月 1 日～10 月 20 日

3 | ものづくり・商業・サービス開発支援事業補助金

国際的な経済社会情勢の変化に対応し、経営力向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等の経費の一部を補助することを目的とした「ものづくり・商業・サービス開発支援事業補助金」制度があります。中小企業庁が主管となり公募を行っています。

ここ数年、毎年公募（1時公募、2次公募）されており、経済活性化に一定の成果が上がるまでは、継続される可能性がある補助金です。

■28年度ものづくり・商業・サービス開発支援事業補助金制度の概要

受給対象	認定支援機関の全面支援を得た事業を行う中小企業・小規模事業者
受給要件	●「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること ●または「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、生産性を向上させる計画であること
助成金対象費用	経営力向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等の経費の一部を補助
受給上限	補助対象経費の2/3で下記項目別に上限額が定められています。 ①第四次産業革命型 上限額 3,000万円 (I o T・ビッグデータ・AI・ロボットを活用) ②一般型 上限額 1,000万円 ③小規模型 上限額 500万円 一般型および小規模型は、下記の要件を満たす場合に限り、以下の上限額を適用 ●経営力向上計画の認定を受け、雇用・賃金を増やす計画に基づく取組は、補助上限額が倍増 ●上記取組に加え、さらに最低賃金引上げの影響を受ける場合、補助上限額は、さらに1.5倍（上記と併せ補助上限は3倍）
受付行政機関	中小企業庁

3 | 中小企業の技術革新を支援するSBIR

1 | 中小企業技術革新制度(SBIR)とは

政府が進める成長戦略の中に、中小企業・小規模事業者の技術革新が掲げられています。中小企業による研究技術開発とその成果の事業化を一貫して支援する制度として中小企業技術革新制度(SBIR: Small Business Innovation Research)があります。

この制度は、中小企業・小規模事業者にも経済の好循環の波を波及させ、成長させるための研究開発費の支援を目的として、中小企業等経営強化法に規定されています。

中小企業の新たな事業活動につながる新技術に関する研究開発のための補助金・委託費等を特定補助金等として交付しています。

この制度は、国の関係省庁が公募を行い、中小企業の研究開発の機会の増大を図っています。28年度予算は、昨年度から5億円増額され460億円となっています。

1テーマあたりの補助金・委託費の金額は、100万円～3億円まで幅広いですが、3,000万円～1億円のものが多くいます。

本制度は、省庁横断的な制度であるのが特徴であり、現在SBIRに参加している省庁は、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省の7省に上ります。

2 | 中小企業技術革新制度(SBIR)の対象事業

28年度における対象事業は、全99事業あります。対象事業は、毎年見直しされますが、中小企業に経済効果が波及するまでは、更新される可能性があります。

本補助金は、いずれも事前申請が必要であり、かつ毎年度初めに応募期間が終了するものが多く、随時チェックしておく必要があります。

■28年度におけるSBIR 特定補助金対象事業

所管	補助金数	特定補助金対象事業例
総務省	9本	●ICTイノベーション創出チャレンジプログラムに係る補助金 ●エネルギー・産業基盤災害対応のための消防ロボットの研究開発 等
文部科学省	3本	●医療分野研究成果展開事業(研究成果最適展開支援プログラム及び先端計測分析技術・機器開発プログラム、産学連携医療イノベーション創出プログラム)に係る委託費 等

厚生労働省	2本	●障害者自立支援機器等開発促進事業に係る補助金 ●希少疾病用医薬品・希少疾病用医療機器・希少疾病用再生医療等製品試験研究助成金
農林水産省	19本	●生産現場強化のための研究開発に係る委託費 ●次世代型陸上養殖の技術開発事業に係る委託費 等
経済産業省	59本	●IoT推進のための社会システム推進事業に係る委託費及び補助金 ●下請中小企業・小規模事業者自立化支援事業に係る補助金 ●再生可能エネルギー熱利用技術開発事業に係る委託費及び助成金 等
国土交通省	5本	●建設技術研究開発助成制度に係る補助金 等
環境省	2本	●CO2排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業に係る委託費及び補助金 等

※詳細は、中小企業庁ホームページに掲載されています。

3 | SBIR特定補助金を受けた法人への支援策

SBIR 特定補助金を受けた法人は、さらに以下のようなさまざまな支援を受けることが可能となります。

■SBIR 特定補助金を受けた法人への支援策

- ①日本政策金融公庫の低利融資を受けることが可能
- ②公共調達における入札参加機会が拡大
- ③「SBIR 特設サイト」において、研究開発成果などの事業紹介ができる
- ④特許料等が減免になる
- ⑤中小企業信用保険法の特例措置が受けられる
- ⑥中小企業投資育成株式会社法の特例が適用される
- ⑦小規模事業者設備導入資金助成法の特例が適用される

①については、政策金融公庫において、低利（特別利率）での融資（特別融資）を受けることが可能となります。SBIR 特定補助金等の研究開発成果を活用した事業において、必要となる設備資金、運転資金が貸付対象となります。

②については、参加しようとする入札物件等の分野における技術力を証明できれば、入札参加資格のランクや過去の納入実績にかかわらず、入札参加が可能になるようにする特例措置です。

③については、中小企業支援ポータルサイト「J-Net21」に、SBIR 特設サイトが開設されており、専用ページにて自社の研究開発成果やその事業化・商品化情報などを自由に掲載することが可能であり、PR することでビジネスチャンスの拡大の可能性がります。

■SBIR 特設サイト例

SBIR 補助金を活用した企業は、中小機構のHPにて、自社で開発した新製品や新技術が紹介され、販路拡大などのビジネスチャンス拡大にも役立てられています。

④については、研究開発事業の成果における発明特許について、特許料等の減免を受けることができます。

⑤については、中小企業信用保険制度のうち新事業開拓保険制度において、債務保証枠の拡大や担保・第三者保証人が不要な特別枠を利用することが可能となります。

■中小企業信用保険法の特例措置の概要

		一般中小企業者	特定補助金等を活用した 中小企業者
債務保証限度額	個人・法人	2億円	3億円（＋1億円）
	組合等	4億円	6億円（＋2億円）
うち無担保枠		5千万円	7千万円（＋2千万円）
うち無担保・第三者保証人不要枠		—	2千万円（＋2千万円）

⑥については、中小企業投資育成会社からの投資対象について、以下の方であっても投資を受けることができるようになります。

- 資本の額が3億円を超える株式会社を設立する場合
- 資本の額が3億円を超える株式会社が事業活動をするために必要とする資金の調達をする場合

⑦については、貸与機関が実施する小規模企業設備資金制度の貸付割合が1/2から2/3に拡充されます。

4 | 雇用環境改善に活用できる助成金

1 | 非正規労働者のキャリアアップ・処遇改善に関する助成金

有期契約労働者、短時間労働者等の非正規労働者のキャリアアップを促進するため、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善などの取り組みを実施した事業主に対して助成する制度です。政府が進めている正規雇用への転換を加速させるために、平成28年度より一部のコースの助成金額が増加されています。労働者の意欲、能力を向上させ、自社の生産性向上、優秀な人材を確保するためには有効な助成金です。

■キャリアアップ助成金（主なもの） <問い合わせ先：各都道府県労働局>

	助成金名称・内容	助成対象・条件（ ）内は大企業
1	正規雇用等転換 有期契約労働者等を正規雇用等に転換等した場合に1人につき助成	①有期→正規 60万円（45万円） ②有期→無期 30万円（22.5万円） ③無期→正規 30万円（22.5万円） ④有期→多様な正社員 40万円（30万円） ⑤無期→多様な正社員 10万円（7.5万円） ⑥多様な正社員→正規 20万円（15万円） ①～⑥を合わせて1年度1事業所あたり15人まで
2	人材育成コース 有期契約労働者等に一般職業訓練（Off-JT） または、有期実習型訓練（「ジョブ・カード」を活用したOff-JT+OJTを組み合わせた3～6か月の職業訓練）を行った場合に助成	●Off-JT《1人当たり》 ①賃金助成 800円（500円）/1時間 ②経費助成 ※1人あたりの助成時間数は1,200時間を限度 【一般職業訓練、有機実習型訓練、育児休業中訓練の場合】 訓練時間数が100時間未満：10万円（7万円） 100時間以上200時間未満：20万円（15万円） 200時間以上：30万円（20万円） ●OJT《1人当たり》 1hあたり800円（700円） ※1人あたりの助成時間数は680時間を限度 ※1年度1事業所当たり支給限度額：500万円
3	処遇改善コース 全ての有期契約労働者等の基本給を2%以上増額して昇給させると助成	1. 全ての有期契約労働者等の賃金テーブル等を増額改定した場合 ①対象労働者1～3人：10万円（7.5万円） ②対象労働者4～6人：20万円（15万円） ③対象労働者7～10人：30万円（20万円） ④対象労働者11～100人：3万円（2万円） 2. 一部の賃金テーブル等を増額改定した場合 ①対象労働者1～3人：5万円（3.5万円） ②対象労働者4～6人：10万円（7.5万円） ③対象労働者7～10人：15万円（10万円） ④対象労働者11～100人：1.5万円（1万円） ※1. 2. とも職務評価を活用して処遇改善を実施した場合 1事業所当たり20万円（15万円）が加算される ※1年度1事業所当たり100人まで

2 | 従業員のキャリア形成を促進する助成金

雇用する労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、職業訓練等の実施等を行う事業主に助成される制度です。一般型訓練コース、雇成型訓練コース、重点訓練コース、制度導入に分かれておりますが、労働者の専門性の向上などを検討している事業者にとっては、活用メリットの大きい助成金です。

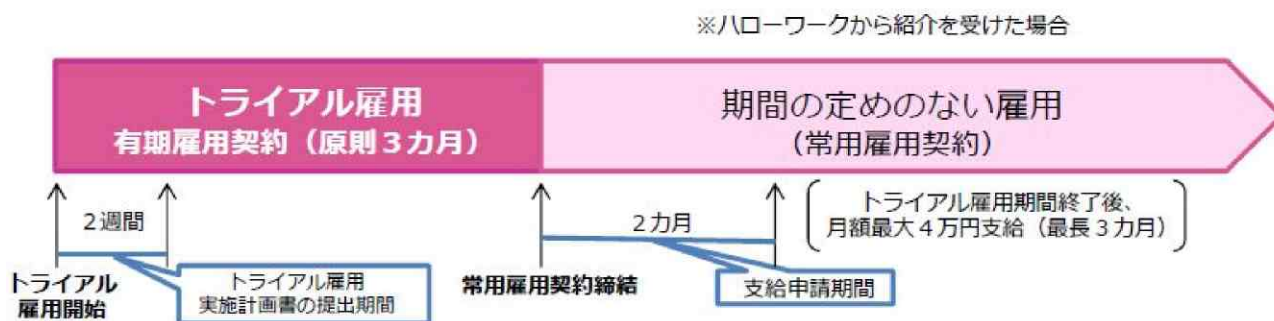
■キャリア形成促進助成金（主なもの） <問い合わせ先：各都道府県労働局>

	助成金名称・内容	助成対象・条件
1	一般型訓練コース 労働者キャリア形成を効果的に促進させるため、職務に関連した専門的な知識・技能の習得をさせるための職業訓練を実施した場合に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成	1. 助成金額（中小企業が対象） ①経費助成 訓練受講料等の経費の1/3以内 20時間以上 100時間未満 7万円 100時間以上 200時間未満 15万円 200時間以上 20万円 ※教育訓練は、OFF-JTによる実施 ※1事業所が受給できる助成額は、1年度最大 500万円 ②賃金助成 1人につき訓練受講時間1時間当たり400円 （1人当たり、1,200時間まで） ※被災地特例あり（その場合、大企業も対象） <要件> 1. 教育訓練の時間数が20時間以上であること 2. 教育訓練がOFF-JTにより実施されるものであること （OFF-JTは、企業自らが企画・実施する訓練（事業内訓練）と教育訓練機関が実施する訓練（事業外訓練）のいずれも可） 3. 定期的に行われるキャリアコンサルティング（セルフキャリアドック制度）を就業規則等に規定
2	雇成型訓練コース 同上	①OFF-JT経費助成 2/3以内（中小企業以外は1/2以内） ②OFF-JT賃金助成 1人1時間当たり800円（同 400円） ③OJT実施助成 1人1時間当たり700円（同 400円） ※支給限度 賃金助成 1人1コース当たり1,200時間 OJT実施助成 1人1コースあたり476,000円 （中小企業以外272,000円） ※1事業所が受給できる助成額は、1年度最大 500万円 <要件> 1. 従業員に対して実施する訓練計画を作成 （企業内におけるOJTと教育訓練機関で行われるOFF-JTを効果的に組み合わせて実施する訓練であること） 2. 訓練実施期間が6ヶ月以上2年以下であること 3. 総訓練時間が1年あたりの時間数に換算して850時間以上であること 4. 総訓練時間に占めるOJTの割合が2割以上8割以下であること 5. キャリアコンサルティングを受けジョブカードが交付されていること

3 | トライアル雇用奨励金

業務遂行に当たっての適性や能力などを見極め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけとするため、経験不足等により就職が困難な求職者を試行的に短期間雇用（原則3か月）する場合に奨励金が支給されます。

■ トライアル雇用のイメージ



■ トライアル雇用奨励金

	内容	助成対象・条件
1	未経験の仕事に就く、しばらく安定した仕事に就いていないなど、就職が困難な求職者を「試用期間（最長3ヶ月）」採用した場合の助成金	助成金額 1人につき：月額4万円×最大3ヶ月（最大12万円） ※事前にトライアル雇用求人ハローワーク、地方運輸局、職業紹介事業者へ提出し、これらの紹介により、対象者を原則3カ月の有期雇用で雇い入れ、一定の要件を満たした場合に、奨励金を受けることができます。 <要件> ①紹介日時点で、就労経験のない職業に就くことを希望する ②紹介日時点で、学校卒業後3年以内で、卒業後、安定した職業に就職していない ③紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している ④紹介日の前日時点で、離職している期間が1年を超えている ⑤妊娠、出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業に就いていない期間が1年を超えている ⑥就職の援助を行うに当たって、特別な配慮を要する

4 | 障害者トライアル雇用奨励金

障害者を試行雇用することにより、その適正や能力を見極め、継続雇用への移行のきっかけとすることを目的としている奨励金です。

■障がい者トライアル雇用奨励金

	内容	助成対象・条件
1	障害者を試行雇用し、その能力や適正を見極め、継続雇用への移行のきっかけとするもの	助成金額 1人につき：月額4万円×最大3ヶ月（最大12万円） <要件> ①継続雇用を希望している者であって、障害者トライアル雇用制度を理解した上で、障害者トライアル雇用による雇入れについても希望している者 ②次のア～カのいずれかに該当する者 <障害者トライアル雇用の場合> ア 重度身体障害者 イ 重度知的障害者 ウ 精神障害者 エ 紹介日において就労の経験のない職業に就くことを希望する者 オ 紹介日前2年以内に、離職が2回以上または転職が2回以上ある者 カ 紹介日前において離職している期間が6ヶ月を超えている者 <障害者短時間トライアル雇用の場合> 精神障害者または発達障害者

本レポートで紹介した補助金・助成金はあくまで一例ですが、中小企業の経営改善、経営革新および労働環境改善等に役立つものが多いことをご理解いただけたと思います。

申請のチャンスを逃さないために、特に新年度の補助金・助成金の予算策定の動向に注視しながら自社で活用できる助成金があれば、予めチェックしておき、積極的に活用することをご検討ください。

■参考文献

中小企業のための補助金・助成金徹底活用法 同友館
J-N e t 2 1（中小企業ビジネス支援サイト）